

これまでの議論と今後について

第１ 研究会の開催の趣旨

平成３年に流通・取引慣行ガイドラインが策定されてから２０数年が経過したところ、その後の我が国における流通実態の変化を踏まえ、流通実態に即した流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として、公正取引委員会は、各界の有識者からなる「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催する。（第１回研究会資料（開催要領）より。）

第２ 研究会の内容

（１）経緯

開催回数 (開催日時)	議 題
第１回 (平成 28 年 2 月 24 日)	(1) 研究会の運営について (2) いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準等について
第２回 (平成 28 年 3 月 11 日)	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準等について
第３回 (平成 28 年 6 月 17 日)	流通経済研究所からのヒアリング
第４回 (平成 28 年 7 月 8 日)	(1) 電子情報技術産業協会からのヒアリング (2) 新経済連盟からのヒアリング (3) アジアインターネット日本連盟からのヒアリング
第５回 (平成 28 年 7 月 22 日)	(1) 食品産業センターからのヒアリング (2) セブン&アイ・ホールディングスからのヒアリング
第６回 (平成 28 年 9 月 16 日)	(1) 土田和博早稲田大学法学学術院教授からのヒアリング (2) 流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっての論点について
第７回 (平成 28 年 10 月 7 日)	最近の流通実態の変化（Ｅコマースの発展・拡大）について
第８回 (平成 28 年 10 月 28 日)	(1) 最近の流通実態の変化（メーカーと流通業者の取引関係の実態等）について (2) ガイドラインの更なる明確化等（適法・違法性判断基準等について）
第９回 (平成 28 年 11 月 11 日)	(1) 最近の流通実態の変化（総代理店・並行輸入品の実態等）について (2) 「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示の制限」の考え方

(2) 第8回までの主な議論の内容

① 構成について

- 流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっては、従来の位置付け・目的自体を変える必要はないが、最近の流通・取引慣行の実態に適合し、事業者等にとって利便性の高いガイドラインとする。
- 最近の流通・取引慣行の実態を踏まえつつ、時代の変化にも対応し得るようなガイドラインとすることが望ましい。
- 分かりやすさや利便性の向上という観点から、3部構成自体も見直す必要がある。適法・違法性判断基準が同一の行為類型を統合するなどして、現行の第2部を中心として再構築すべき。

② 分析プロセスの明確化等

- エコマース関連行為や川下から川上への制限行為も含めた様々なビジネスモデルに対応することができるよう、適法・違法性の判断に当たっての分析プロセスを明確化すべき。
- 具体的には、市場閉鎖効果と価格維持効果について、経済学的な考え方を踏まえつつ、内容の充実化を図っていく必要がある。
- 上記分析プロセスの明確化に当たっては、オンラインのプラットフォーム事業者の行為を含めたエコマース関連行為も読み込めるような記載とする。ただし、具体的事例が少なく、エコマースは日進月歩で進化し続けている状況において、今後生じ得る様々なビジネスモデルに応用できるような汎用的な記載とすべき。
- 適法・違法性判断基準の考慮要素に、エコマース関連行為が市場に与える影響を考慮する際の留意点等（間接ネットワーク効果等）の記載の必要性について検討すべき。

③ その他

- 事業者の利便性向上の観点から、審判決例や相談事例に基づく具体例も積極的に盛り込んでいくべき。
- 特に、相談事例において「独占禁止法上問題なし」と回答した事例は非常に有用。

第3 報告書について

主に本研究会第3回以降に行われた，流通・取引慣行ガイドライン全体見直しに関する検討の結果を取りまとめた報告書を作成する。

第4 今後のスケジュール

第10回	11月25日（予定）	報告書案の検討
第11回	12月9日（予定）	報告書のとりまとめ

以上